

令和6年12月18日(水曜日) 午後2時11分 開 議

●議事日程第1号 12月18日(水曜日)

- 第1 開 会
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告及び提出議案
- 第4 議案第10号「令和6年度飯塚地区消防組合補正予算(第3号)」  
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)
- 第5 議案第11号「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」  
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)
- 第6 議案第12号「飯塚地区消防組合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」  
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)
- 第7 議案第13号「公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」  
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)
- 第8 認定第1号「令和5年度 飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定」  
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)
- 第9 報告第2号「専決処分の報告(消防活動事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)」  
(提案理由の説明)
- 第10 報告第3号「専決処分の報告(救急活動事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)」  
(提案理由の説明)
- 第11 一般質問
- 第12 署名議員の指名
- 第13 閉 会

●会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 2 時 1 1 分 開会

◎議長（江口 徹）

△開会

出席議員が定足数に達しておりますので、これより令和 6 年第 4 回飯塚地区消防組合議会定例会を開会いたします。

△会期の決定

◎議長（江口 徹）

それでは、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、12 月 18 日、1 日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、12 月 18 日、1 日と決定いたしました。

△行政報告及び提出議案

◎議長（江口 徹）

行政報告及び提出議案に入ります。

組合長の行政報告及び提出議案の説明を武井組合長お願いいたします。

武井組合長

○組合長（武井 政一）

本日、令和 6 年第 4 回消防組合議会定例会を招集するに当たり、本年 2 月定例会以降、本日までの事務事業の大要を報告し、審議の参考に供します。

はじめに、管内における令和 6 年 10 月末までの火災、救急等の発生状況について報告いたします。

火災件数は、59 件で、このうち建物火災 30 件、となっております。死傷者については死者 2 人、負傷者 5 人となっております。

これを前年の同じ時期と比較しますと、建物火災の件数は 2 件の減、死者は 1 人の減、負傷者は 2 人の減となっております。

次に、救急出動件数は、8,874 件、救急搬送人員は、7,558 人で、これを前年と比較しますと、救急出動件数 182 件の減、救急搬送人員 3 人の増となっており、今年も 1 万件を超えるペースで救急出動件数が推移しております。

次に、研修、訓練等の実施状況につきましては、職員の資質の向上を図るため、国の消防大学の教育訓練に 2 名、福岡県消防学校の初任教育に 2 名、各種専科教育課程に 10 名を入校させたほか、福岡県市町村職員研修所に 11 名を入所させました。

次に、救急救命士の養成につきましては、教育研修計画に基づき、国家試験に合格した 2 名に 2 か月間の就業前研修を、資格取得後 2 年ごとの再教育として 48 時間の病院内研修を 12

名に実施したほか、東京研修所及び九州研修所で実施される養成課程に各1名を入校させております。

次に、10月16日、大牟田市で実施された福岡県消防相互応援協定に基づく福岡県全体の合同訓練に、指揮隊員2名を派遣いたしました。

また、11月16日から11月17日まで、長崎県東そのぎ郡川棚町で実施された、緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練に、指揮隊、救助隊及び後方支援隊等、車両5台、隊員17名が参加しました。

次に、防火・防災意識の高揚につきましては、管内の小学6年生、1,404名を対象に、防火ポスターコンクールを実施しました。入選作品は飯塚市枝国「イオン穂波店」に展示し、地域住民に対する防火意識の向上を図るとともに、最優秀作品1点については、防火ポスターを作成、管内事業所に配布し、火災予防の普及啓発を図りました。

また、9月23日には、ゆめタウン飯塚において消防フェスタを開催し、約700名の地域住民の参加を得て、防火意識の普及啓発の向上を図ったほか、幼年消防クラブの健全な育成とクラブ相互間の親睦を深めるため10月30日に、飯塚市総合体育館において、管内29の保育園、幼稚園児777名の参加による「第20回幼年消防ふれあい祭り」を実施いたしました。

次に、住宅等の火災防止につきましては、住宅用火災警報器の普及啓発を行うため、一般住民を対象にアンケート調査を実施し、事業所等につきましては、火災発生時の人的被害を軽減するため、査察計画に基づき、管内の防火対象物の立ち入り査察を971件実施し、消防設備等の維持管理の指導を行いました。

また、3月7日に重点防火指導対象地域に指定している飯塚市の二ヶ所ある商店街の特別査察を実施し、防火指導と防火チラシの配布を行い、商店街関係者に対する火災予防広報を実施いたしました。

以上が本年2月消防組合議会定例会以降、本日までの事務事業の大要であります。

次に、これより消防組合議会に提案いたします議案について申し上げます。

今議会に提案いたします議案等は、補正予算議案をはじめ7件であります。

議案の内容は、上程されました都度、担当者から説明させますので、よろしくご審議のうえ、ご議決いただきますようお願いを申し上げます。行政報告及び提出議案の説明を終わります。

△議案第10号「令和6年度飯塚地区消防組合補正予算(第3号)」

◎議長(江口 徹)

それでは、議案第10号「令和6年度飯塚地区消防組合補正予算(第3号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

篠崎消防長

○消防長(篠崎 太望)

それでは、議案第10号「令和6年度飯塚地区消防組合補正予算 第3号」についてご説明申し上げます。

お手元の令和6年度飯塚地区消防組合補正予算書の1ページをお開き願います。  
今回の歳入歳出予算の補正は、第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出、それぞれ1億251万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、27億6,680万6千円とするものでございます。

第2項 歳入歳出予算の、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条は、地方債の補正を定め、既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」によるものといたしております。

4ページをお開き願います。

第2表地方債補正は、消防ポンプ自動車整備事業における車両1台の購入及びデジタル無線電波伝搬調査事業の契約額が確定したことにより限度額を変更するものでございます。また、消防指令業務共同運用実施設計事業につきましては、直方・鞍手消防本部と福岡県消防・救急無線、いわゆる共通波を共同で整備することとなったため、限度額を変更するものでございます。

今回の共通波の共同整備につきましては、現在進めております、消防指令業務の共同運用と併せて、当該実施計画を変更し、共同で整備することといたしております。

次に、補正予算の内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明いたします。

6ページをお開き願います。

2 歳入、1(款)分担金及び負担金、1(項)負担金、1(目)組合費負担金、補正額、4,196万2千円の追加は、令和6年度組合費負担金が確定したことによるものでございます。これは、令和6年度地方交付税の消防費単位費用が、前年度と比較しまして、200円増の1万1,800円となり、そのうち常備消防費分が、188円増の1万402円となったことによるものでございます。

次に、2(目)施設整備事業構成市町負担金1万7千円の追加は、昨年度更新いたしました高規格救急自動車1台の整備事業について、地方交付税算入率が確定したことにより追加するものでございます。各市町の負担金の内訳につきましては、右説明欄に記載のとおりでございます。

次に、3(目)消防指令業務共同運用負担金12万8千円の追加は、先程ご説明いたしました、直方・鞍手消防本部と共通波を共同で整備するため、直方・鞍手消防本部の負担分を追加するものでございます。

次に、3(款)財産収入、1(項)財産運用収入、1(目)、財産貸付収入、補正額、72万6千円の追加は、右説明欄記載のとおり、組合有建物貸付料を計上いたすものでございます。これは、自動販売機設置に伴う建物貸付料が確定したことによるものでございます。

次に、2(目)利子及び配当金、補正額、365万1千円の追加は、右説明欄記載のとおり、

各基金の預金利子を計上いたすものでございます。

次に、4(款)繰入金、1(項)基金繰入金、1(目)消防施設整備基金繰入金、補正額、24万2千円の減額は、先程ご説明いたしました、消防ポンプ自動車1台分の車両購入費を、入札効果により減額いたすものでございます。

次に、2(目)財政調整基金繰入金、補正額60万8千円の減額は、児童手当改正に伴う人事給与システム改修委託料に充当するために計上いたしておりましたが、当該費用が、国から子ども子育て支援事業費補助金として助成されることとなったため、減額するものでございます。次のページにうつりまして、5(款)1(項)1(目)繰越金、補正額、2,425万7千円の追加は、前年度繰越金を計上するものでございます。

次に6(款)諸収入、2(項)2(目)雑入、補正額、60万7千円の追加は、先程もご説明いたしました、子ども子育て支援事業費補助金を受け入れるものでございます。

次に、7(款)1(項)組合債、1(目)消防債、補正額、80万の減額は、説明欄記載のとおり、入札効果によるものでございますが、消防指令業務共同運用実施設計事業債30万円の追加は、今回の共通波の共同整備に伴い、飯塚消防の負担額を計上するものでございます。

次に8(款)1(項)寄附金、1(目)消防費寄附金、補正額、3,500万円の追加は、本年11月に飯塚市在住の方から、高規格救急自動車購入費として寄附を受けたものでございます。なお、この寄附金につきましては、車両更新計画により令和7年度に予定している高規格救急自動車1台分の、整備費用に充当するため、今回、施設整備基金に積み立てるものでございます。

続きまして、8ページをお開き願います。

3歳出について、ご説明いたします。2(款)総務費、1(項)総務管理費、1(目)一般管理費の補正額は、1,009万6千円を追加するものでございます。右説明欄記載の財政調整基金積立金722万7千円は、組合負担金の追加により、その余剰分を財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、3(款)1(項)消防費、1(目)常備消防費の補正額は、6,022万1千円を追加いたしております。各節の内訳は右説明欄記載のとおりでございますが、1(節)報酬65万8千円の追加、2(節)給料2,193万9千円の追加、3(節)職員手当等2,546万4千円の追加、4(節)共済費125万8千円の追加につきましては、主な要因として、令和6年人事院勧告を受けて、職員給与及び共済費の率の改定をいたすものでございます。

次に、10(節)需用費、179万5千円の追加は、物価高騰及び電気代の値上がりにより、消耗品費、光熱水費を追加するものでございます。

なお、消耗品費につきましては、本年10月に、飯塚市川津の秋吉電機さんから、消防車両用のバッテリー18個をご寄付いただきましたので、その相当額80万円を減額し、差し引いた額であります。

なお、秋吉電機さんからは、令和4年から本年まで、3年にわたり、消防車両用バッテリー

を、合計62個、総額196万円相当をご寄付いただいております。

次に、17(節)備品購入費、59万円の減額は、いずれも入札効果により減額するものでございます。

次に、18節、負担金補助及び交付金、1千13万9千円の追加は、給与改定と職員の早期退職に伴い、退職手当組合負担金を追加するものでございます。

次のページ、2(目)消防施設費は、補正額3,219万1千円を追加するものでございます。内訳については、12(節)委託料の27万5千円の減額は、右説明欄記載のとおり、デジタル無線電波伝搬調査業務委託料を入札効果により減額するものと、消防指令業務共同運用実施設計業務委託料は、共通波を共同で整備するため、その変更額として、49万5千円を追加するものでございます。

17(節)備品購入費の312万6千円の減額は、右説明欄記載のとおり、いずれも入札効果により減額するものでございます。

24(節)積立金の3,559万2千円の追加は、歳入でご説明いたしました消防費寄附金を、消防施設整備基金に積み立てるものと、各基金の預金利子を積み立てるものでございます。

次に、4(款)1(項)公債費、2(目)利子、9千円の追加は、令和5年度に更新整備した車両1台分の組合債利子が確定したことによるものでございます。

次のページ、10ページ以下の、給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で令和6年度飯塚地区消防組合補正予算 第3号の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜りますよう、お願いを申し上げます。

◎議長(江口 徹)

提案理由の説明が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

(討論)

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第10号「令和6年度飯塚地区消防組合補正予算 第3号」を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

△議案第11号「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

◎議長(江口 徹)

次に、議案第11号「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を

議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

篠崎消防長

○消防長（篠崎 太望）

議案第11号「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由と改正の内容についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお開き願います。

本案は、国家公務員の給与についての人事院勧告が行われたので、これを参考にして本消防組合職員の給与を改定するため、本案を提出するものでございます。

それでは、改正の内容についてご説明いたしますので、2ページをお開き願います。

第26条の期末手当の改正につきましては、第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に、それぞれ改めるものでございます。次に、第29条の勤勉手当の改正につきましては、第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に、それぞれ改めるものでございます。

次に3ページから17ページまでの別表第1及び別表第2については、国家公務員の俸給表にならない、消防職給料表及び行政職給料表を改めるものでございます。改正の内容につきましては、若年層からおおむね30歳台後半までの職員に重点を置き、給料表の改定率で2.9%程度引き上げるものでございます。

続いて、17ページをお開きください。

第2条関係の改正についてご説明いたします。

第26条の改正につきましては、第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、次のページをお開きください。同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に、それぞれ改めるものでございます。

第29条の改正につきましては、第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に、それぞれ改めるものでございます。

次に附則の第1項におきまして、この条例は、公布の日から施行することとし、ただし、第2条の規定は令和7年4月1日から施行することといたしております。

次に附則の第2項におきまして、本条例第1条による改正後の給与条例の規定は令和6年4月1日から適用することとし、ただし、改正後の給与条例第26条第2項及び第29条第2項の規定は令和6年12月1日から適用することとしております。

以上で、議案第11号飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜わりますようお願いを申し上げます。

◎議長（江口 徹）

提案理由の説明が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

（討論）

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 1 1 号「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

△議案第 1 2 号「飯塚地区消防組合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」

◎議長（江口 徹）

次に、議案第 1 2 号「飯塚地区消防組合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

篠崎消防長

○消防長（篠崎 太望）

議案第 1 2 号「飯塚地区消防組合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由と改正の内容についてご説明申し上げます。議案書の 2 0 ページをお開き願います。

本案は、本消防組合職員の給与を改定することに伴い、これを参考にして本消防組合会計年度任用職員の給与を改定するため、提案するものでございます。

それでは、改正の内容について、2 1 ページをご覧ください。

2 1 ページから 2 7 ページまでの別表第 1 については、飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例にならい、行政職給料表を改めるものでございます。

2 7 ページをお開き願います。

附則におきまして、この条例は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用することといたしております。

以上で、議案第 1 2 号 飯塚地区消防組合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜われますようお願いを申し上げます。



◎議長（江口 徹）

提案理由の説明が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

（討論）

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第12号「飯塚地区消防組合 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する 条例の一部を改正する条例」を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

△議案第13号「公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」

◎議長（江口 徹）

次に、議案第13号「公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武井組合長

○組合長（武井 政一）

ただいま上程されました、「議案第13号公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、提案理由をご説明いたします。

議案書の28ページをお開きください。

本消防組合の公平委員会委員 ■■■■■ 氏の任期が、令和6年12月24日で満了いたしますので、その後任として、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、■■■■■ ■■■■■ 氏を公平委員会委員に選任いたしたいと存じますので、本議会のご同意を賜りますようお願いいたします。

◎議長（江口 徹）

提案理由の説明が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

（討論）

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第13号「公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」を原案どおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり同意されました。

△認定第1号「令和5年度 飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定」

◎議長（江口 徹）

次に、認定第1号「令和5年度 飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

篠崎消防長

○消防長（篠崎 太望）

認定第1号、「令和5年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定」についてご説明いたします。

議案書の30ページをお開き願います。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

歳入歳出決算の状況と施策の成果報告の概要をご説明申し上げます。31ページをご覧ください。

はじめに、1 決算規模でございますが、令和5年度の決算額は、歳入、26億4千582万6千円、歳出、25億9千431万1千円であり、前年度決算額と比較しますと、歳入で、1千621万6千円、0.61%の減、歳出で2千169万5千円、0.83%の減となっております。

次に、2 決算収支につきましては、歳入歳出差引額、形式収支、及び実質収支額は5千151万5円の黒字となっております。

また、令和5年度の実質収支額から、前年度の実質収支額、4千603万6千円を差し引いた、単年度収支額は、547万9千円の黒字となっております。

次に、3 歳入の概要でございますが、歳入決算額26億4千582万6千円の款別の構成比では、分担金及び負担金、25億499万8千円の94.68%が最も高く、次に繰入金3千652万円の1.38%、寄付金3千500万円の1.32%等がこれに続いております。

歳入のうち、その大宗をなす分担金及び負担金の組合費負担金は、前年度より1千464万9千円増の25億84万2千円で、これは、飯塚市、嘉麻市及び桂川町の令和5年度地方交付税 消防費基準財政需要額のうち、常備消防費の100%に相当する額であります。なお、飯塚市及び嘉麻市の組合負担金につきましては、平成28年度から令和2年度まで 組合負担金算定にかかる過少請求があったので、その差額を令和3年度から令和7年度まで支弁するため、

その当該年度分1億8千203万9千円を加算した額であります。

次のページをお開きください。

次に、4歳出の概要でございますが、歳出決算額は、25億9千431万1千円で、前年度決算額と比較して2千169万5千円0.83%の減となっており、その款別の増減額は、議会費1万5千円の増、総務費5千560万4千円の減、消防費3千214万6千円の増、公債費174万8千円の増となっております。

次に性質別経費の状況は、人件費、18億8千270万1千円、構成比72.58%、物件費、1億4千646万8千円、構成比5.64%、補助費等、1千401万円、構成比0.54%、維持補修費、69万4千円、構成比0.03%、投資的経費、4千575万6千円、構成比1.76%、公債費、2億1千804万円、構成比8.40%、積立金2億8千664万2千円・構成比11.05%となっております。

次に、施策の成果についてであります、「5事務事業の概要」以下に記載いたしておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で、令和5年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定について、説明を終わります。

ご審議のうえ、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（江口 徹）

次に、認定議案に対する監査委員の決算審査報告をお願いいたします。

田中武春監査委員

○監査委員（田中 武春）

それでは、決算審査報告をさせていただきます。地方自治法第233条第2項の規定に基づき、先に組合長から審査に付されました、令和5年度飯塚地区消防組合決算の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

審査は、歳入歳出決算と附属書類の合規性、計数の正確性及び財政収支の状況等について行いましたが、いずれも関係法令に準拠した処理がなされ、令和5年度における決算収支の状況を適正に表示していることが認められました。

次に、決算の概要について申し上げます。

歳入総額26億4582万6千円に対しまして、歳出総額は25億9431万1千円で、歳入歳出差引額は5151万5千円となり、歳入歳出差引額及び実質収支額は5151万5千円の黒字となっております。

また、嘉麻分署の高規格救急自動車を実地見分しましたが、管理状況は良好でありました。以上、簡単に申し述べましたが、細部につきましては、お手元の意見書をご覧くださいと存じます。

おわりに、近年、消防を取り巻く状況は災害の多様化や大規模化が進み、広域的な連携・協力による消防力の強化が一層求められております。

そのような中、昨年11月25日から26日にかけて、管内で「緊急消防援助隊九州ブロック

合同訓練」が実施され、大規模災害時の初動体制の確保と迅速な広域防災体制の構築に向けた取り組みが進められております。

また、令和5年の救急出動件数は、組合発足以来最多の10,800件に達し、初めて1万件を超え、今後も救急需要は増加する見込みであります。

こうした状況を踏まえ、消防組合では令和8年4月を目標に、直方・鞍手広域市町村圏事務組合と共同で消防指令設備を整備することで、災害対応能力の向上を図るとともに、施設整備や維持管理にかかる経費削減を実現し、安定した消防行政の運営を目指して努力されております。今後も住民の安全・安心を守るため、限られた予算を効果的かつ効率的に運用し、より安全で安心な地域社会の確立に向けた、一層の努力を望むものであります。

以上で決算の報告を終わらせていただきます。

◎議長（江口 徹）

提案理由の説明及び監査委員の決算審査報告が終了しましたが、質疑通告書の提出は、あつておりませんので質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

（討論）

討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第1号「令和5年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定」を原案どおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり認定されました。

△報告第2号「専決処分の報告（消防活動事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」

◎議長（江口 徹）

次に、報告第2号「専決処分の報告（消防活動事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」を議題とします。

報告事項について説明を求めます。

坂田次長

○次長（坂田 潤治）

報告第2号 専決処分の報告（消防活動事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）について、ご説明申し上げます。

議案書の52ページをお開き願います。

本案は、令和6年9月18日に地方自治法第180条第1項の規定に基づき、消防活動事故

に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

2 事故の概要につきましては、令和6年7月25日18時15分頃、飯塚市有井の建物火災で消防活動中、飯塚消防署片島分署ポンプ小隊の小隊長と隊員が同タンク小隊に中継送水するため、共同住宅と隣地の境界に設置してある、高さ80cmのフェンスの上部を経由してホースを延長していたところ、フェンスを破損させたものでございます。

損害の状況につきましては、人身傷害 双方なし。物的損害 相手方 フェンス3枚及び支柱1本でございます。

過失割合は、消防組合が100%、相手方は0%とし、消防組合が相手方への修繕料として11万1千661円を賠償金として支払うものでございます。

詳細につきましては、次のページ53ページ5の損害額及び賠償負担額の表及び6の事故現場見取図に記載のとおりでございますが、消防組合が負担する損害賠償額11万1千661円は、消防業務賠償責任保険より支払われます。

このような事故を起こしたことは誠に遺憾であり、本議会に対しまして深く陳謝申し上げます。申し訳ございませんでした。

今後は、同種事故の再発防止に努め、指導の徹底を図ってまいります所存でございます。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

◎議長（江口 徹）

報告事項に対する説明が終わりましたが、質疑通告書の提出は、あっておりませんので 質疑を終結いたします。

本案は、報告事項でありますので、ご了承を願います。

△報告第3号「専決処分の報告（救急活動事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」

◎議長（江口 徹）

次に、報告第3号「専決処分の報告（救急活動事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」を議題とします。

報告事項について説明を求めます。

坂田次長

○次長（坂田 潤治）

報告第3号 専決処分の報告（救急活動事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）について、ご説明申し上げます。

議案書の54ページをお開き願います。

本案は、令和6年9月18日に地方自治法第180条第1項の規定に基づき、救急活動事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

2 事故の概要につきましては、令和6年8月22日13時55分頃、嘉麻市鴨生の西野病院2階の病室の患者を救急車に收容するためエレベーターに向け搬送中、飯塚消防署嘉麻分署救急隊の小隊長が自分の足でナースステーション窓口付近にいた一般女性の左足指先を踏み、負傷させたものでございます。

損害の状況につきましては、人身傷害 相手方左足第2指、第3指、第4指の打撲及び第4指の爪剥離させたものでございます。

物的損害 双方なし。過失割合は、消防組合が100%、相手方は0%とし、消防組合が相手方への治療費として1万5千260円を賠償金として支払うものでございます。

詳細につきましては、次のページ55ページ5の損害額及び賠償負担額の表及び6の事故現場見取図に記載のとおりでございますが、消防組合が負担する損害賠償額1万5千260円は、消防業務賠償責任保険より支払われます。

このような事故を起こしたことは誠に遺憾であり、本議会に対しまして深く陳謝申し上げます。申し訳ございませんでした。

今後は、同種事故の再発防止に努め、指導の徹底を図ってまいります所存でございます。以上で、報告第3号の説明を終わります。

◎議長（江口 徹）

報告事項に対する説明が終わりましたが、質疑通告書の提出は、あっておりませんので質疑を終結いたします。

本案は、報告事項でありますので、ご了承を願います。

△ 一般質問

◎議長（江口 徹）

次に、一般質問ですが、一般質問の通告はあっておりませんので、一般質問を終結いたします。

△署名議員の指名

◎議長（江口 徹）

次に、署名議員を指名いたします。

2番 中 嶋 廣 東 議員

3番 久 世 賢 治 議員

△閉会

◎議長（江口 徹）

以上をもちまして、議事日程のすべてを終了いたしましたので、令和6年第4回飯塚地区消防組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

午後2時55分 閉会

●出席議員

(出席議員 13名)

|    |       |     |       |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 江口 徹  | 8番  | 吉永 雪男 |
| 2番 | 中嶋 廣東 | 9番  | 奥山 亮一 |
| 3番 | 久世 賢治 | 10番 | 田中 武春 |
| 4番 | 林 英明  | 11番 | 永末 雄大 |
| 5番 | 竹本 慶吉 | 12番 | 吉松 信之 |
| 6番 | 豊田 一元 | 13番 | 土居 幸則 |
| 7番 | 出水 貴之 |     |       |

●職務のため出席した議会事務局職員

|         |       |
|---------|-------|
| 議会事務局書記 | 花元 稔和 |
| 〃       | 和多 良  |
| 〃       | 大石 巖生 |
| 〃       | 松本 圭介 |
| 〃       | 郷原 百合 |

●説明のため出席した者

|          |        |
|----------|--------|
| 組合長      | 武井 政一  |
| 副組合長     | 赤間 幸弘  |
| 副組合長     | 井上 利一  |
| 消防長      | 篠崎 太望  |
| 次長兼飯塚署長  | 坂田 潤治  |
| 参与兼予防課長  | 松岡 春樹  |
| 警防課長     | 上尾 雄一  |
| 指令課長     | 高岩 伸親  |
| 総務課長     | 佐藤 康道  |
| 警防課長補佐   | 作本 靖彦  |
| 予防課長補佐   | 徳永 進一郎 |
| 副署長兼消防課長 | 河辺 英美  |
| 副署長兼警備課長 | 北代 英治  |
| 会計管理者    | 笹尾 清隆  |